

大規模災害時における物資の安定供給調査事業 企画提案競技実施要領

1 業務の目的

南海トラフ地震などの大規模災害発生に備えて、災害時における支援物資を備蓄するに当たり、本調査を実施することにより、本県において、真に必要な県全体備蓄物資量を地域毎に把握し適正に物資を配置する。

また、備蓄に必要な倉庫等のうち、不足する分の整備の費用等を把握し、その上で不足する許容量の倉庫を改修又は整備することにより、万が一、大規模災害が発生した場合に避難者に対して迅速に物資を供給できる体制を構築する。

2 業務の概要

(1) 業務名 大規模災害時における物資の安定供給調査業務

(2) 契約期間 契約締結の日から令和3年10月29日(金)

※ ただし、調査活動については、遅くとも9月中旬までには完了しておくこと。

(3) 業務内容 「【仕様書】大規模災害時における物資の安定供給調査業務の委託について」のとおり

(4) 委託金額 10,500,000円(消費税及び地方消費税額954,545円を含む)を上限とする。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、仕様書の内容に係る予算規模を示したものであり、業務委託予定者の決定後、提案内容に基づいて改めて仕様を定め、見積書の再提出を求める。

3 実施方法

企画提案競技は、参加者が提出した企画提案書等を審査し、その評価が最も高い者を業務委託予定者とする。

4 参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

- (4) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (5) 県税に未納がないこと。

5 スケジュール(予定)

- (1) 実施公告 令和3年4月28日(水)
- (2) 事前説明会申込締切 令和3年5月12日(水)
- (3) 事前説明会 令和3年5月14日(金)
- (4) 企画提案競技申込締切 令和3年5月19日(水)
- (5) 質問締切 令和3年5月21日(金)
- (6) 企画書等提出期限 令和3年5月25日(火)
- (7) 審査結果通知 令和3年5月末頃

6 事前説明会

- (1) 日時 令和3年5月14日(金) 午後3時から
- (2) 場所 宮崎県庁防災庁舎防46号室
- (3) 事前説明会及び企画提案競技参加の意思表示
 - 説明会においては、当県の備蓄の現状と課題や仕様書の内容等について説明を行うので、企画提案競技参加希望者は、可能な限り説明会に参加すること。
 - 説明会に参加する者は、5月12日(水)午後5時までに参加申込書(別紙様式1)をFAXで提出すること。
 - また、企画提案競技に参加する者は、5月19日(水)午後5時までに参加申込書(別紙様式2及び様式3)をFAXで提出すること。

7 企画提案競技に係る質問

企画提案競技について質問がある場合は、質問票(別紙様式4)を5月21日(金)午後5時までに下記15「問合せ先」宛にFAX又は電子メールで提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

次の書類を6部（正本1部、写し5部）提出すること。

※ 写し5部については、企業名等、提案者が識別できる表記を掲載しないこと

① 企画提案書（A4判）

仕様書の3（1）から（7）の項目毎について企画案を提案すること。企画案については、

- ・各項目に記載された内容を実施していくための具体的な方針・手法
- ・各項目の内容以外に新たに提案する調査方法
- ・その他各項目以外で実施する必要がある調査項目 等

を記載すること。

また、企画提案書は、A4判の大ききで作成し、20ページ程度にまとめること。必要であれば、A3判を折りたたんで使用しても良い。なお、提案にあたっては、実施可能な内容とすること。

② 見積書（積算内訳記入）

仕様書に定める各項目について積算を行い、見積書を提出すること。

宛名は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、様式は任意とする。

③ 会社概要に関する資料（既存のパンフレット等で可）

④ 業務実施体制（職員配置等）及び業務実施スケジュールに関する資料

※ 提案した内容の実施体制や実施時期、準備期間等が分かる資料を添付すること。

⑤ 過去の類似業務実績に関する資料

※ 特に本事業と関連を有する特徴的・効果的な事業委託実績について、その概要が分かる資料があれば、添付すること（1～2例）

(2) 提出先

宮崎県危機管理局危機管理課 南海トラフ・大規模災害対策担当 渡邊

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7949 FAX：0985-26-7304

(3) 提出期限 令和3年5月25日（火）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送

9 決定方法 ※審査項目及び審査内容、配点等については別表のとおり

提出された企画提案書等について総合的に審査の上、決定する。

企画提案書の提出状況等を踏まえ、必要に応じて、電話等でのヒアリングもしくは、プレゼンテーションを実施する場合がある（日程等は別途通知する。）。

10 決定通知

令和3年5月末頃に決定し、採択・不採択にかかわらず文書で通知する。

1 1 契約について

- (1) 最優秀提案を行った者（以下、「最優秀提案者」という。）と業務委託に関する詳細について協議の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。）により、予算の範囲内で随意契約を行う。
- (2) 最優秀提案者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。
- (3) 委託料は委託事業完了後の精算払いとする。

1 2 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

1 3 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者又は本要領4の要件を満たさなくなった者
- (2) 参加申込書、企画提案書に虚偽の記載をした者
- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて提案した者
- (7) 二人以上の代理人をした者
- (8) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字を誤脱した、又は不明な提案をした者

1 4 その他

- (1) 著作権について
業務委託に係る成果品等の検査合格後、成果品は、宮崎県に帰属することとし、受託事業者等においては、著作者人格権を主張あるいは行使しないこと。
- (2) 本委託業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者から提出された書類は返却しない。なお、県は、提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (4) 本企画提案競技の参加により、県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (5) 本委託業務による成果品については、必要に応じて公開するものとする。
- (6) 見積額については、県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (7) 業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡を行い、その指示及び監督を受けなければならない。
- (8) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。

15 問合せ先

宮崎県危機管理局危機管理課 南海トラフ・大規模災害対策担当 渡邊

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7949 FAX：0985-26-7304

E-mail：watanabe-shoichiro@pref.miyazaki.lg.jp

(CC用)：iwaisako-takayuki@pref.miyazaki.lg.jp

(別表)

| 審査項目 | | 審査内容 |
|----------|-------------------------|-------------------------------------|
| 1 | 業務理解度・実績 | ・委託事業を十分理解の上、提案しているか。 |
| | | ・過去の実績から効果的な事業の実施が期待できるか。 |
| 2 | 実施体制・スケジュール | ・各業務の連動が図られ、効果的なスケジュールとなっているか。 |
| | | ・業務実施のスケジュールが現実的で妥当なものか。 |
| | | ・業務を実施できる十分な人員と体制が確保できているか。 |
| 調査内容について | | |
| 3 | 基礎資料の収集・整理 | 県が想定している基礎資料を収集・整理する提案内容となっているか。 |
| 4 | 備蓄物資の配置体制及び担当エリア等に関する検討 | 提案内容が、着眼点、問題点、解決方法等に的確性を有しているか。 |
| | | 提案内容に説得力があり、それを裏付ける類似実績などが明示されているか。 |
| 5 | 流通備蓄に関する検討 | 提案内容が、着眼点、問題点、解決方法等に的確性を有しているか。 |
| | | 提案内容に説得力があり、それを裏付ける類似実績などが明示されているか。 |
| 6 | 必要備蓄量の把握 | 提案内容が、着眼点、問題点、解決方法等に的確性を有しているか。 |
| | | 提案内容に説得力があり、それを裏付ける類似実績などが明示されているか。 |
| 7 | 県備蓄倉庫の規模・仕様・立地等の把握 | 提案内容が、着眼点、問題点、解決方法等に的確性を有しているか。 |
| | | 提案内容に説得力があり、それを裏付ける類似実績などが明示されているか。 |
| 8 | 県備蓄倉庫による備蓄体制の評価及び改善案の検討 | 提案内容が、着眼点、問題点、解決方法等に的確性を有しているか。 |
| | | 提案内容に説得力があり、それを裏付ける類似実績などが明示されているか。 |
| 9 | 計画案の作成 | 仕様書通りの内容となっているか。 |

(別紙様式1)

宮崎県危機管理課 渡邊 行
(FAX: 0985-26-7304)

令和3年 月 日

大規模災害時における物資の安定供給調査事業
企画提案競技事前説明会 参加申込書

| | |
|-------|--|
| 会社名 | |
| 参加者氏名 | |
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |

- ・ 提出期限は、5月12日(水)午後5時までです。
- ・ FAX送信後は、確認のため、必ず危機管理課までお電話ください。
電 話 : 0985-26-7949

宮崎県危機管理課 渡邊 行
(FAX: 0985-26-7304)

令和3年 月 日

大規模災害時における物資の安定供給調査事業
企画提案競技 参加申込書

| | |
|--------------|--------------------------------|
| 会社名 | |
| 代表者名 | |
| 担当者名 | (部署名) (役職名) (氏名) |
| 連絡先 (担当者) | (電話) (FAX) (メール) |

- ・ 提出期限は、5月19日(水)午後5時までです。
- ・ FAX送信後は、確認のため、必ず危機管理課までお電話ください。
電話: 0985-26-7949

(別紙様式 3)

(大規模災害時における物資の安定供給調査事業)

令和 3 年 月 日

宮 崎 県 知 事 殿

住 所

ふりがな

氏 名

印

(法人にあつては名称及びその代表者職氏名)

誓 約 書

私は、大規模災害時における物資の安定供給調査業務委託の企画提案競技の参加に当たり、下記参加資格の要件を全て満たしていることを誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けていない者。
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- 県税に未納がないこと。

(別紙様式4)

企画提案競技に関する質問票
(大規模災害時における物資の安定供給調査事業)

宮崎県危機管理課 渡邊 行
(FAX: 0985-26-7304)

令和3年 月 日

質問票は、5月21日(金)午後5時までに提出してください。

| | |
|----------------|---|
| 団体の名称 | (フリガナ) _____ |
| (質問内容) | |
| 担当者氏名 及び連絡先 | 部 署 名 : 担 当 者 : 電 話 : F A X : E - m a i l : |

- 注) ・ 質問内容は、要点を簡潔に記載すること。
また、実施要領などの資料名(ページ)などを掲げ、質問内容を明確にすること。
・ この質問票は、FAX又はメールで送付すること。